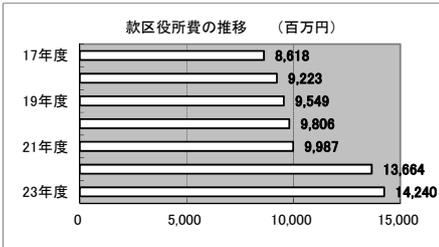
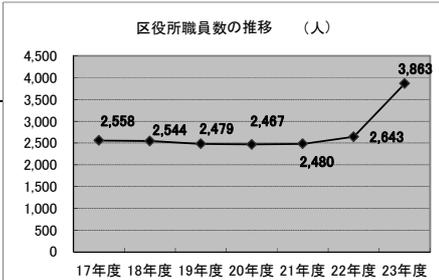


資料編

掲載資料一覧

区役所機能の変遷及び区役所機能強化への取組
各区の主な地域課題対応事業
各区の事業提案制度
川崎市自治推進委員会設置要綱
第3期川崎市自治推進委員会委員名簿
第3期川崎市自治推進委員会の開催状況と審議経過
川崎市自治基本条例
川崎市市民会議条例
川崎市市民会議条例施行規則
川崎市自治推進委員会ニュースレターVol.1～6

区役所機能の変遷及び区役所機能強化への取組

年		計画・規則・要綱等の策定	の
平成16年	5	5/26 ○区行政改革検討委員会が報告書「区行政改革の基本方向」をまとめる。 12/16 ●川崎市基本構想 12/22 ●自治基本条例	
平成17年	計画・	●「川崎市新総合計画(川崎再生フロンティアプラン)」 ●「第2次川崎市行財政改革プラン」 ●「区行政改革の実行計画書」 4/12 ●区民サービス部長会議設置要綱 8/2 ●区役所業務所管本庁部局連絡調整会議設置要綱	4/1 ●款・区役所費の創設 
平成18年		3/23 ●区民会議条例 3/31 ●区民会議条例施行規則 3/31 ●区における総合行政の推進に関する規則 4/1 ●協働推進事業実施要綱 5/31 ●区総合行政推進会議要綱 5/31 ●区課題調整会議要綱	4/1 ●魅力ある区づくり推進事業費を協働推進事業費に改め、1区5,000万円から5,500万円に増額 ●区の課題解決に向けた取組の予算を創設
平成19年		6/11 ●川崎市行政サービスコーナー及び連絡所における市民税・県民税証明書交付事務取扱要領	
平成20年	計画・	●「川崎市新総合計画(川崎再生フロンティアプラン)第2期実行計画」 ●「新行財政改革プラン」 ●「区行政改革の実行計画書第2期」 6/24 ●住民投票条例	●協働推進事業費1区5,500万円に特定財源を上乗せできる方式に変更 ●区の課題解決に向けた取組の予算に要求基準枠を設定
平成21年		3/31 住民投票条例施行規則	
平成22年			●協働推進事業と総合企画局を通じて予算要していた区の課題解決に向けた取組を地域課題対応事業として統合し、区長へ予算権限を付与 
平成23年	計画・	●「川崎市新総合計画(川崎再生フロンティアプラン)第3期実行計画」 ●「川崎市新たな行財政改革プラン～第4次改革プラン～」 ●「区行政改革の実行計画書第3期」 4/1 地域課題対応事業実施要綱	

の	の
4/1 ●区役所の企画調整部門創設 ⇒総務課を総務企画課に改組 ●区政推進・地域振興・相談情報部門を地域振興課へ一元化	3月・4月 ●高津区役所区民課で繁忙期日曜窓口開設 10月 ●新市税システム〔固定資産税・事業所税オンライン、市税統計〕稼働(順次) 12/16 ●多摩区役所区民生活部区民課ISO9001認証取得
4/1 ●区民協働推進部を設置 ⇒地域振興課を移管 ⇒地域振興課に身近な環境整備担当、まちづくり支援担当(まちづくり局計画部景観・まちづくり支援課主査が兼務)を設置 ⇒生涯学習支援課(教育文化会館・市民館・市民館分館職員が併任)を設置 ●区民生活部を再編し、区民サービス部を設置 ●区役所付担当組織として、こども総合支援担当(参事・主幹・主幹(教育委員会事務局学校教育部指導課(川崎区～麻生区学校運営支援担当)が併任)を設置 【部体制】区民協働推進部・区民サービス部・保健福祉センター・建設センター	3月・4月 ●全区役所区民課で繁忙期日曜窓口開設
4/1 ●区行政改革関係業務の総合企画局へ一元化 ⇒市民局調整課を廃止し、区役所の予算・施設管理に係る事務を総合企画局自治政策部(区行政改革推進担当)に移管 ⇒総合企画局に「区の課題調整担当」を設置 ●保健福祉センターに高齢者支援課を設置 ●区長権限により配分できる職員枠(各区1名)を創設	3月・4月 ●全区役所区民課・保険年金課・市民税課で繁忙期日曜窓口開設 12/1 ●登戸行政サービスコーナーの開設
4/1 ●建築課を廃止し、建築確認業務及び開発指導業務をまちづくり局指導部に一元化 ●地域振興課にまちづくり支援担当を設置	3月・4月 ●全区役所区民課・保険年金課で繁忙期日曜窓口開設を開始 6/4 ●戸籍総合システム稼働 6/11 ●区役所・支所・出張所において川崎市行政サービス端末稼働 10月 ●第2・第4土曜日午前中に区民課・保険年金課業務取扱を試行開始
4/1 ●総務企画課を廃止し、総務課・企画課を設置 ●まちづくり支援担当を地域振興課から企画課に移管 ●地域振興課に地域安全担当主幹を設置、身近な環境整備担当を廃止 ●こども総合支援担当を廃止し、こども支援室を設置 ●区長権限により配分できる職員枠(各区1名)を廃止 ●総合企画局「区の課題調整担当」を廃止 【部体制】区民協働推進部・区民サービス部・保健福祉センター・こども支援室・建設センター	4/1 ●連絡所・行政サービスコーナーにおいて川崎市行政サービス端末稼働 4月 ●区役所サービス向上指針を策定
4/1 ●危機管理主幹を設置(消防局消防署副所長が併任) ●区民課に窓口サービス向上担当を設置 ●衛生課に感染症対策担当を設置、水道衛生担当を廃止 ●保険年金課・地区健康福祉ステーションに収納担当(健康福祉局地域福祉部収納管理課主査が兼務)を設置	●4月第1土曜日にも全区区民課、保険年金課臨時窓口開設を実施
4/1 ●建設センターを廃止し、道路公園センターを設置 ●教育文化会館・市民館の管理運営業務を教育委員会から各区役所(生涯学習支援課)に委任 ●有馬野川生涯学習支援施設(アリーノ)の管理運営業務を教育委員会から宮前区役所に委任(指定管理者による管理運営) ●スポーツセンター・とどろきアリーナ・体育館・武道館を各区役所が管理運営(指定管理者による管理運営) ●大山街道ふるさと館を高津区役所が管理運営(指定管理者による管理運営) ●地域振興課に地域スポーツ推進担当を設置 【部体制】区民協働推進部・区民サービス部・保健福祉センター・こども支援室・道路公園センター	4/1 ●行政サービスコーナーにおいて行政サービス端末稼働時間を拡大 ●行政サービスコーナーにおいて窓口開設時間を延長 ●菅行政サービスコーナーの開設(多摩区役所管連絡所の廃止)
4/1 ●公設保育園の管理運営及び地域子育て支援センター事業を市民・こども局こども本部から各区役所(こども支援室)に移管 ●保健福祉センター保険年金課に収納係を設置するとともに、国民健康保険係及び長寿・福祉医療係に再編 ●地区健康福祉ステーションに保険年金担当課長及び国民健康保険収納係を設置 ●区会計管理者を区民サービス部長から総務課長に変更	4/1 ●各区役所区民課にフロア案内を設置 4月 ●毎月第2・第4土曜日午前中の区民課・保険年金課業務取扱を継続実施 1月 ●出張所の届出窓口を区役所に集約

(第2回自治推進委員会資料を一部修正)

各区の主な地域課題対応事業（平成23年度、局区連携事業含む）

川崎区	幸区	中原区
自転車マナーアップ事業 自転車交通ルールの遵守とマナー向上を目的にスタントマンが交通事故を再現する形式の交通安全教室の開催や、マナーアップリーフレットを作成し自転車販売店などで配布する。	ふれあい・すこやか事業 地域の身近な福祉活動の担い手となって活動する「ふれあいサポーター」を養成し、地域の高齢者同士がふれあいがらすこやかに暮らせる地域づくりを目指す。	中原区安全・安心まちづくり推進事業 区民、地域団体などと連携し、地域防犯活動団体とワークショップ、防犯講演会の開催及び防犯マニュアルの作成などによって、地域の防犯力及び防犯意識の向上を図る。
田島地区新入学児童「交通安全絵のコンクール」事業 地域の新入学児童を対象に交通安全の絵を募集し、応募があった作品を選考して優秀作品を表彰する「交通安全絵のコンクール」を実施する。	総合的な子ども支援事業 子育て家庭の育児不安を解消し、安心して子どもを育てることができる社会をめざして、総合的な子育て支援体制を確立し、地域全体で子育てを推進する。	中原区放置自転車対策事業 放置自転車の撤去作業に併せて、自転車利用者のマナー・モラルの向上を目的に、チラシなどの啓発物を作成し、駅前や商店街で放置自転車防止の啓発活動を実施する。
すこやか子どもの歯支援事業 子どもの虫歯を防ぐため、地域子育て支援センター、かわさきいきいき健康づくり子育てフェスタなどでフッ化物の正しい応用方法について講習する。また、外国籍育児教室と離乳食教室にも対象を広げ実施する。	おこさまっぷさいわい発行事業 子育て中の世帯が孤立することなく、安心して子育てができるよう幸区内を中心とした地域の子育て情報を掲載した冊子「おこさまっぷさいわい」を作成する。	横わたしによる地域福祉の活性化事業 中原区地域福祉計画に基づき、地域福祉の普及啓発のためのワークショップや地域福祉講座の開催などにより、支え合える地域づくりの横わたしを行う。
川崎区子ども情報発信事業 子育て情報を提供する「かわさきのこども」を発行し、区内の学校、保育園、子育て関係機関などで配布する。また、区内の子育ての最新情報を掲載している、かわさきこども支援総合ホームページをリニューアルする。	花と緑のさいわい事業 区民が行う緑化活動を支援することにより、区民の緑化意識の高揚と花と緑の潤いのある明るいまちづくりの推進を目指す。	乳幼児ふれあい事業 乳幼児健康診査で来所する親子に、保育士などが親子のふれあい遊びなどの実施、個別的な育児支援や情報提供を行い、仲間作りや健やかな親子関係作りを促進する。
川崎区エコプロジェクト事業 公共施設の緑化や講習会の実施を通じて地域緑化を推進する。また、環境出前講座、環境先進企業見学会、地球環境問題啓発ポスターコンクールを地域と連携して実施し、地球環境問題啓発を推進する。	さいわいはじめようエコ事業 区民会議の提言を踏まえ、地球温暖化、リサイクルなど、地球環境に配慮した行動をできることから始めようと呼び掛け、区内でのエコの取組を進める。	中原区子育て支援推進事業 区内7地区15か所で開催する「子育てサロン」への支援を通じて、子育て中の親子の孤立化を防ぎ、仲間づくりや居場所づくりなど地域の中での子育て支援を行う。
「音楽のまち・かわさき」推進事業 川崎区をいっしょに音楽が聞こえるまちにすることを目的として「いつでも誰でもコンサート」（仮称）川崎区ミドルパワーコンサート」を実施する。また、文化芸術事業として小学生のための能狂言教室を開催する。	さいわいのものづくり体験事業 区内の施設を活用して、科学技術体験教室を開催することにより青少年が科学技術を体験的に学ぶとともに地域と施設との結びつきを図るきっかけとする。	中原区子どもの発達支援事業 発達に見守りの必要な子どもを持つ保護者を支援するため、支援方法などの検討、情報提供、子どもへの対応スキルの向上及び保護者同士の相互支援を推進する。
まちづくり推進事業 「川崎区まちづくりクラブ」への支援を通して区民による自発的な地域活動を推進する。今年度は新たに臨港地区への活動を支援する。	音楽のまち推進事業 定期コンサートである「夢こんさあと」、演奏者に演奏発表の機会を提供する「さいわい街かどコンサート」などを開催し音楽のまち・かわさきを推進する。	In Unity開催事業 区内で活動するアマチュアバンドやダンスグループに、日ごろの活動の成果を発表する場を提供するとともに、音楽を通して地域、世代を超えた交流の促進を図る。
(運)川崎区放置自転車等対策事業 周辺駅駐輪場への分散利用を推進するため実態調査と啓発活動を実施する。また、自転車のマナーアップ映像を作成し、地域への供与・貸出しや公共施設などでの放映により広く啓発する。	幸アーカイブ事業 幸区の郷土記憶を映像や記録で収集整理し、地域の歴史・変遷の記憶を区民と共有することにより、郷土愛や地域への愛着心の醸成を図る。	歴史と緑を活用したまちの魅力発信事業 区内の散策スポットを記した案内板の設置や、講座を開催することで、区民が区内の歴史、文化及び緑について学ぶ機会を創出し、地域への愛着を深める。
(運)臨海地区道路不法投棄対策事業 地域、企業、警察と連携し、不法投棄をさせない環境づくりを推進する。不法投棄対策のパトロール、フェンス設置のほか、看板・ステッカーを作成し、常習的な投棄場所への設置や協力企業などに車両用ステッカーを配布する。	地域資源を活かしたまちづくり事業 日吉地区内で市民グループがネットワークをつくり、地域に点在する多様な資源を活用して後の世代への伝承活動を目的としたまちづくり事業に取り組む。	中原区区制40周年記念事業 平成24年4月に迎える区制40周年を記念して、区民参加により、まちの発展の様子を記録に残す写真集を作成し、区民の地元意識を醸成する。
	健康長寿推進事業 高齢者が地域でのつながりを持ち、健康の維持増進を図るため住民主体の健康づくり活動を展開するとともに健康のための環境づくりについて考えていく。	中原区市民提案型事業 地域社会が抱える各種課題を、川崎市が進める協働型事業のルールに基づき区民との協働により解決を図るため区民から提案を受けた事業を実施する。
	(運)地域の魅力発信事業 夢見ヶ崎公園を中心とした加瀬山周辺の魅力を高めるとともに、区民のコミュニティの場としていくため実施計画を策定し、整備を進める。	(運)スポーツを通じた地域活性化推進事業 区内を活動拠点とするスポーツチームや体育施設などのスポーツ資源を活用した「親子ドリーム教室」の開催やアメフトの普及・啓発活動などを通じ、地域の個性や特性を活かして地域交流の機会をつくることで地域の活性化を図り、元気のあるまちづくりを進める。
	(運)鹿島田駅周辺総合的環境整備事業 町内会・自治会、商店会、小学校、中学校など地域で設立する協議会との協働により、放置自転車やポイ捨てなどに対応した、総合的な環境整備活動を展開する。	(運)中原区STOP! ヒートアイランド事業 区内の学校や地域と連携した環境啓発事業の実施、区民意見を集約した区民行動指針の作成など、区民の環境意識向上への取組を推進する。
		(運)大型集合住宅住民組織支援事業 武蔵小杉駅周辺再開発地域など大型集合住宅の住民に対し、地域デビュー講座の開催や、区民交流イベントへの参加を促すことで住民自治活動の重要性の認識を高め、地域コミュニティの主体的な役割を担うよう支援する。

局区連携事業には(運)と記載しています。

事業名
事業概要

【地域課題対応事業とは】
 区役所が主体となって、区民の参加と協働により、地域の抱える課題解決や地域の特性を活かした事業を実施し、区における総合行政の推進に資することを目的とするもの。
 (川崎市地域課題対応事業実施要綱第1条)

<p>高津区</p> <p>地域防災力向上事業</p> <p>区内における自主防災組織及び避難所運営会議の活性化を図り、地域の防災力の向上を目指す。また、防災の事前講座を開催し、防災の専門家を地区に派遣する。</p>	<p>宮前区</p> <p>安全安心まちづくり推進事業</p> <p>「自分たちの街は自分たちで守る」という考え方を基本に、「防犯」「交通安全」「防災」の各分野において自助、共助活動をサポートし、安全安心なまちづくりに向けた区民活動を推進する。</p>	<p>多摩区</p> <p>多摩区安全・安心まちづくり推進事業</p> <p>安全・安心なまちづくりを推進するため、区民、警察、行政が連携し、防犯、防火、交通安全、放置自転車対策などの活動に取り組む。</p>	<p>麻生区</p> <p>麻生区安全・安心まちづくり事業</p> <p>警察署・消防署と連携した「麻生セーフティメール」の運用や安全パトロール実施組織への支援、安全・安心に関する研修会、交通安全教育を実施する。</p>
<p>高津公園体操推進事業</p> <p>「公園体操」を通じて要介護の大きな原因である「生活習慣病」「高齢による衰弱」「骨折転倒」を予防するとともに、地域コミュニティの活性化を推進する。</p>	<p>健康づくり支援事業</p> <p>区民が健康で生き生きと生活していくため、身近な健康づくりや取り組みやすい情報を提供する情報紙を作成するほか、健康づくりや介護予防のための公園体操マップを発行する。</p>	<p>市民防災活動支援事業</p> <p>地域防災活動の中心的役割を担う自主防災組織の育成及び区民の防災意識の向上を図るため、防災指導者養成セミナー、日赤救急法基礎講座、防災フェアなどを開催する。</p>	<p>小中学校危険箇所案内マップ作製事業</p> <p>交通事故などの被害を防止するため、区民、地域団体、学校、行政機関などと連携し、日常生活における交通・防犯上の危険箇所を表示したマップを作製する。</p>
<p>高津区子ども・子育て支援事業</p> <p>子育て中の親子などが交流、学習する機会や場を提供するとともに、相互支援関係を構築し、子どもが健やかに育ち、子育てしやすいまちづくりを推進する。</p>	<p>地域の子ども・子育て支援拠点の整備事業</p> <p>安心して子ども・子育てに関するサービスを受けられるようにするため、区役所、出張所のレイアウト変更に合わせて、子ども・子育てにやさしい庁舎環境を整備する。</p>	<p>パサーージュ・たま事業</p> <p>多摩区内の障害団体及び障害者施設などの活動紹介、普及啓発活動、作業実演、相談などを通じて障害福祉に対する理解を広く区民に深めてもらうとともに、障害者が地域社会とのつながりを持つことを目的として実施する。</p>	<p>小地域のつながりネットワーク支援事業</p> <p>「地域のつながりづくり」に係る提案事業を公募して実施するとともに、既存の地域ネットワークや関係機関と協力し、シンポジウムや懇談会などを開催する。</p>
<p>「たばな農のあるまちづくり」推進事業</p> <p>「たばな農のあるまちづくり」推進方針に基づき、区民のふるさと意識の醸成を図り、地域や区全体の魅力アップとともに地域活性化を総合的に推進する。</p>	<p>ecoゴロプロジェクト推進事業</p> <p>区民の地球温暖化やリサイクルに対する意識を高めて、節電などの省エネ行動や、3Rの実践行動などにつなげる。</p>	<p>多摩区子ども総合支援連携会議事業</p> <p>区における子ども・子育てに係る市民団体など区内でも関連施策実施機関とのネットワークを形成し、協働による連携調整機能の強化を図り「多摩区子ども支援基本方針」に基づいた、地域で子育てを支援する仕組みづくりを行う。</p>	<p>高齢者見守りネットワーク事業</p> <p>支援が必要な高齢者の異変を早期に発見して見守りや声かけを行う「高齢者見守りネットワーク」の拡大や「見守りガイドブック」を作成して事業の周知を図る。</p>
<p>高津区地域課題対応事業外部評価事業</p> <p>高津区地域課題対応事業について外部評価委員による評価を実施し、より区ニーズを反映した地域課題の解決につながる事業執行を図る。</p>	<p>宮前区民祭記念イベント実施事業</p> <p>平成23年度に節目となる第30回を迎えることから、区民祭において地域の魅力発信及び集客向上のためのイベントを企画・実施する。</p>	<p>多摩区子どもの外遊び事業</p> <p>子どもを取り巻く環境が変化していることから、運動場や公園などの広場、周辺にある自然環境の中で子どもの創造力を育う「子どもの外遊び」を実施する。</p>	<p>子ども関連大学連携事業</p> <p>子どもと大学生の相互交流などを通じて愛着と親しみが持てるまちづくりを推進するため、コンサート事業や鶴見川流域を活用した子育て支援事業などを実施する。</p>
<p>地域コミュニティ施策推進事業</p> <p>町内会を通じて世代間の交流と多様な市民の交流を図るために、「夏休み子ども遊びランド」を実施する。</p>	<p>多様な主体の社会参加促進事業</p> <p>遊びを通じて世代間の交流と多様な市民の交流を図るために、「夏休み子ども遊びランド」を実施する。</p>	<p>水辺の愛護活動事業</p> <p>憩える緑豊かな水辺づくりの観点から、流域の区民、市民活動団体などと協働して美化活動を実施する。</p>	<p>エコのまち麻生推進事業</p> <p>区民一人一人が取り組める身近なエコ活動を啓発するとともに、区民や市民活動団体などの協働により「エコのまち麻生」を推進する。</p>
<p>公園を活用した地域コミュニティ活性化事業</p> <p>まちなかにある公園を地域コミュニティを育む公共空間と捉え、子どもの遊び場としてはもちろん、健康づくり、スポーツ振興など様々な拠点として活用を進め、新たな社会的ネットワークの形成に取り組む。</p>	<p>みやまえカルタ制作事業</p> <p>地域への愛着を育み、地域コミュニティの活性化を図るため、地域の「資源」や「宝」を題材にしたカルタを地域が主体となって制作する。</p>	<p>「音楽のまち・かわさき」多摩区事業</p> <p>市の施策「音楽のまち・かわさき」を多摩区でも推進するため、区民へ音楽芸術に身近に触れる機会を提供し、併せて区の魅力をアピールするため音楽事業を実施する。</p>	<p>麻生音楽祭開催事業</p> <p>区内を中心に音楽活動をしている団体や小・中・高校などが活動の成果を披露し、交流を図るとともに、芸術文化の向上を図るため、麻生音楽祭を開催する。</p>
<p>(選)「エコシティたかつ」推進事業</p> <p>「エコシティたかつ」推進方針に沿ったプロジェクトを市民団体や区内企業、学校など多様な主体と協働し、適切な役割分担のもとに推進する。平成23年度からは、中期的なプロジェクトを実施する。</p>	<p>窓口サービス向上事業</p> <p>使いやすく快適な区役所を目指し、区民課・保険年金課の待合スペースの環境整備を行う。</p>	<p>多摩区・3大学連携事業</p> <p>多摩区と区内3大学(専修大学・明治大学・日本女子大学)で構成する「多摩区・3大学連携協議会」により、大学と地域の交流と連携を図るとともに、地域の様々な課題の解決に向けた取組をモデル的に実施する。</p>	<p>スポーツのまち麻生推進事業</p> <p>魅力あるスポーツのまちづくりを推進するため、区内の様々なスポーツ資源を活用した連携事業を実施するとともに、区民が主体的に行うスポーツ大会の支援を行う。</p>
<p>(選)大山街道周辺整備活性化事業</p> <p>大山街道とその周辺の地域資源を保全活用するため「高津大山街道マスタープラン」を推進し、魅力的な空間創造と、計画的、総合的な地域活性化のための取組を行う。</p>	<p>(選)地域が主体となった高齢者の見守り促進事業</p> <p>高齢者の孤立化を防ぎ、地域で安心して暮らしていくために、区内の公営住宅において、住民同士の顔の見える関係づくりを進め、地域主体の見守り活動や居場所づくりにつなげるための取組を行う。</p>	<p>窓口サービス改善推進事業</p> <p>質の高いサービスを維持するための窓口環境整備として、窓口サービス機能再編に伴う区民課関連業務や市税証明コーナーの案内などを盛り込んだパンフレット「多摩区総合庁舎のご案内」を発行する。</p>	<p>麻生区多文化共生推進事業</p> <p>川崎市多文化共生社会推進指針に基づき、外国人市民と地域の人々との異文化交流会の開催や国際理解を推進する参加体験型ワークショップを実施する。</p>
<p>(選)地域資源ネットワーク事業</p> <p>「高津のさんぽみち」の見直し、溝口駅南口広場整備と連携した総合案内サインの設置計画、溝口駅周辺の既存サインの改善計画をまとめた「高津区公共サイン整備計画」を策定する。</p>	<p>(選)冒険あそび場活動支援事業</p> <p>公園などを活用し、地域が主体となって行う「冒険あそび場」を支援することで、地域コミュニティの活性化と次世代育成の場づくりを進める。</p>	<p>(選)観光振興・タウンセールス推進事業</p> <p>「藤子・F・不二雄ミュージアム」の開館を契機に、地域の活性化及び区外からの集客を推進するため、地域の団体と連携し、観光に係るキャンペーン活動の展開、イベントの開催などを行う。</p>	<p>(選)麻生区市民活動支援施設活用事業</p> <p>「麻生市民交流館やまゆり」を区における市民活動支援の拠点として整備するとともに、市民の主体的な運営参加を実現することにより、市民活動の一層の推進を図る。</p>
<p>(選)高津区ふるさとアーカイブ事業</p> <p>高津のまちに関する資料の包括的な収集・整理・蓄積・保存・活用のあり方を「高津区ふるさとアーカイブ基本構想」として体系化し、資料収集などを行う。</p>	<p>(選)公園を拠点としたコミュニティづくり推進事業</p> <p>第2期区民会議の提言を受けて、高齢社会への対応や子育て世代への支援策のひとつとして、「公園を拠点としたコミュニティづくり」に取り組む。</p>	<p>(選)公園を拠点としたコミュニティづくり推進事業</p> <p>第2期区民会議の提言を受けて、高齢社会への対応や子育て世代への支援策のひとつとして、「公園を拠点としたコミュニティづくり」に取り組む。</p>	<p>(選)しんゆり・芸術のまち推進事業</p> <p>「しんゆり・芸術のまち」の確立を目指すことを目的として、新百合ヶ丘駅周辺の芸術関連施設や地域の団体などの地域資源と連携し、情報発信やイベントの開催を行う。</p>
			<p>(選)スポーツ・健康ロード整備事業</p> <p>柿生駅から川崎フロンターレ麻生グラウンドまでの片平川沿いの道路を「スポーツ・健康ロード」として整備するための検討会を開催する。</p>

(平成23年度「区政概要」に掲載のものを一部修正)

各区の事業提案制度（平成23年度）

項目	川崎区	幸区	中原区	高津区
事業名	いきいきかわさき区提案事業	幸区提案型協働推進事業	中原区市民提案型事業	高津区協働事業提案事業
募集対象事業	A: 区の地域課題に関する事業提案「川崎再生フロンティアプラン第3期実行計画」の中の「川崎区画計画主要課題」や、区民会議の審議で挙げられている地域課題など、地域が抱える課題を、区民団体と区役所が協働で行うことで、より効果的、効率的に解決することができるもの B: ホームページを活用した地域のつながり創出事業 区内のボランティア・市民活動団体間のネットワークの拡充、新たなつながりの創出を目的に、団体等の情報を収集・整理し、それらの情報を分かりやすく掲載したホームページを作成し、情報の更新等を含めた管理・運営を行うもの	地域における高齢者等の健康づくり 身近な地域での子育て支援 地域コミュニティの活性化 夢見ヶ崎公園の魅力発信 鹿島田駅周辺の魅力向上	【第1回】 A: 事業提案募集 高齢者福祉、子育て支援、スポーツ振興、安全・安心、防災、まちづくり、地球温暖化防止 B: 事業実施団体募集 防災意識向上事業 【第2回】 ・事業実施団体募集 地域で見守る子育て応援事業	区が行える業務の範囲内で、区と協働で行うことにより、地域課題の解決につながるもので、次に掲げるテーマ 地域における環境まちづくり 地域の防災に関するもの 地域コミュニティの活性化に関するもの 子ども・子育て支援に関するもの その他、地域課題の解決に資するもの
公募時期	H23.3.15～4.15	H22.11.1～12.10	【第1回】H23.1.17～2.4 【第2回】H23.7.15～8.12	22.11.1～12.8
事業説明会の実施	無	無	【第1回】 H22.1.18 14:00～15:30 【第2回】 無	有 H22.11.17 18:30～
応募対象者	川崎区内で事業を実施できる団体（町内会・自治会、NPO法人、市民活動団体、公益法人など）	幸区内で事業を実施できる団体（町内会・自治会、ボランティアグループ、市民活動団体、NPO、企業等）	中原区内に活動拠点がある団体 区内で活動している団体で、中原区を対象地域として事業を行える団体	原則として川崎市内に活動場所又は活動実績を有し、高津区内を対象地域として事業を行える団体
選考（審査）委員会の有無	有	有	有	有
選考過程	書類審査 公開プレゼンテーション	第1次選考（書類審査） 第2次選考（公開プレゼンテーション） 最終選考（審査委員会の選考結果をもとに、区企画調整会議において、選考）	【第1回】 書類審査 公開プレゼンテーション 【第2回】 公開プレゼンテーション	書類審査 公開プレゼンテーション
1提案事業当たりの予算規模	A: 区の地域課題に関する事業提案 30万～100万円 B: ホームページを活用した地域のつながり創出事業 10万～50万円	1事業あたり概ね10万～50万円	【第1回】 A: 事業提案募集 5万円～50万円程度 B: 事業実施団体募集 5万円～50万円程度 【第2回】 ・5万円～50万円程度	1事業あたり150万円までのものを おおむね3事業以内
平成23年度公開プレゼン日程	H23.5.18	H23.3.31	【第1回】H23.3.24 【第2回】H23.9.22	H23.2.13
応募数	3	5	【第1回】4団体、【第2回】2団体	5
選考した事業数	2	5	【第1回】3、【第2回】2	2
事業報告会	実施	公開プレゼンと同時開催予定	公開プレゼン時に実施を検討	有
	公開	公開	-	公開

宮前区	多摩区	麻生区		
地域課題の解決を図る事業提案制度	届けば光る多摩事業	麻生区地域コミュニティ活動支援	麻生区町内会事業提案制度	小地域のつながりネットワーク支援事業
宮前区役所が所管する次の分野のうち、地域が抱える課題の解決及びよりよいまちづくりに資するものとする。 高齢者福祉 障害者支援 子育て支援 動物愛護 青少年の健全育成 スポーツ振興 安全・安心 地域防災 市民活動支援 区の魅力発信 身近な環境整備 (不法投棄、放置自転車、落書き等) 地域コミュニティ促進	原則として、地域の課題を解決するために、多摩区内で区民との協働で実施する公益的な事業(イベントの実施や個人の趣味を目的とする事業は対象外)	新たな地域のコミュニティづくりにつながる市民活動団体の活動に対して、事業資金を助成	町内会・自治会が抱える課題を発見し、それを解決するために行う先駆的な活動を支援する事業	1 あさお福祉計画を推進するもの 2 近隣とのつながりを活性化させるもの 3 地域福祉に係る団体間の連携を強化するもの 4 既存の地域福祉活動を発展、充実させるもの 5 地域特有の地域福祉課題を解決するもの
随時	H23.3.7~3.25	H23.4.27~5.25 H23.6.13~7.8	随時	H23.4.1~5.31
無 (募集時の事前相談を義務付け)	有	有	無 (応募時の事前相談を義務付け)	有
宮前区で市民活動その他の活動を行う団体	多摩区内で事業を実施できる団体(町内会・自治会、NPO法人、ボランティアグループなど)	麻生区を活動の拠点とする5名以上の組織	麻生区内にある町内会・自治会	麻生区内において事業を実施できる団体(町会・自治会、自主活動グループ、市民団体、NPO・公益法人、企業等)で、予算、決算を適正に執行できること等の7要件を満たす団体
有	有	有 (受託NPO法人&有識者&行政)	有(外部委員含まず)	有
企画提案書提出、所管課ヒアリング、企画調整会議で提案内容審査、所管課と事業調整、企画調整会議で事業内容審査、決定	公開プレゼンテーション	書類審査 公開プレゼンテーション	書類審査	書類審査 公開プレゼンテーション
事業内容によって変わるため、特に定めていない	70万円以内	対象経費の80%以内でかつ10万円以内	予算(100万円)の範囲内	25万円以内
随時	H23.5.28	H23.5.30 H23.7.15	-	H23.6.22
1	5(うち1事業者辞退)	6	2	2団体
1	3	6	2	2
-	有	有	無	有
-	公開	公開	-	公開

川崎市自治推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市民との情報の共有、市民の参加及び市民との協働の原則に基づく制度等の在り方に関して調査審議することにより、市民自治の確立に寄与することを目的として、川崎市自治推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 自治運営における市民との情報の共有、市民の参加及び市民との協働の原則に基づく制度等の実施の状況に関する事。
- (2) 自治運営における市民との情報の共有、市民の参加又は市民との協働の原則に基づく制度等の課題に関する事。
- (3) その他自治運営の基本原則に基づく制度等に係る必要な事項に関する事。

(組織等)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び有識者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合企画局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

第3期川崎市自治推進委員会委員名簿

(50音順)

氏名	役職・住所等
いけだ 池田 ハルミ	公募市民委員(川崎区)
おおした かつみ 大下 勝巳	元宮前区長
たかぎ かすひろ 高木 一弘	公募市民委員(宮前区)
たにもと ゆみこ 谷本 有美子	拓殖大学政経学部講師
なわた よしひこ 名和田 是彦	法政大学法学部教授
もりた けいこ 守田 啓子	公募市民委員(麻生区)

：委員長 ：副委員長

第3期川崎市自治推進委員会の開催状況と審議経過

回数	日付	議題等
第1回	平成22年 12月10日(金)	○委嘱状交付、委員長・副委員長の互選 ○委員会の目的、審議事項、審議の進め方等の確認など
第2回	平成23年 1月24日(月)	参加・協働の拠点としての区役所についての事例検討 ○めざすべき区役所像の実現に向けた取組について ○「新たな行財政改革プラン」について
第3回	平成23年 6月9日(木)	参加・協働の拠点としての区役所についての事例検討 ○区における事例検討(取組報告:高津区、宮前区) ・生涯学習と市民活動との連携 ・スポーツのまちづくり ・みどりのまちづくり、公園を活用したまちづくり
第4回	平成23年 7月25日(月)	参加・協働の拠点としての区役所についての事例検討 ○区における事例検討(取組報告:川崎区、中原区) ・子ども・子育て支援 ・コミュニティづくり ・新たな地域活動の担い手
第5回	平成23年 10月17日(月)	参加・協働の拠点としての区役所についての事例検討 ○区における事例検討(取組報告:幸区、多摩区、中原区) ・区における市民活動の拠点 ・市民提案型事業 ・第3期区民会議の取組状況 ○「市民自治の推進に向けた第2次推進プラン」の進捗状況について ○第3期自治推進委員会報告書の構成(案)について
小委員会 (第1回)	平成23年 11月25日(金)	○第2次推進プランの進捗状況についての意見交換 ○第3期自治推進委員会報告書に盛り込む意見について
小委員会 (第2回)	平成23年 12月22日(木)	○第3期自治推進委員会報告書の作成について
第6回	平成24年 2月15日(水)	○第3期自治推進委員会報告書(案)について

川崎市自治基本条例

平成 16 年 12 月 22 日
川崎市条例第 60 号
(平成 17 年 4 月 1 日施行)

前文

第1章 総則(第1条～第5条)

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民(第6条～第9条)

第2節 議会(第10条～第12条)

第3節 市長等

第1款 市長等(第13条・第14条)

第2款 行政運営等(第15条～第18条)

第3款 区(第19条～第22条)

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営(第23条～第27条)

第2節 参加及び協働による自治運営(第28条～第32条)

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議(第33条)

第4章 国や他の自治体との関係(第34条)

附則

私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、我が国産業を支える拠点を擁した多様な顔を持つ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。

今、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係や自治体と国の関係はどうあるべきかが問われています。

私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に立って、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」といいます。)の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とします。

(位置付け等)

第2条 この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。

2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
- (2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。

- (3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。

- (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
- (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
- (3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

(自治運営の基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

- (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
 - (2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
 - (3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。
- 2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。
- (3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。
- (4) 行政サービスを受けること。

(市民の責務)

第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。

- (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。
- (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。
- (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。
- (4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。

(事業者の社会的責任)

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

(コミュニティの尊重等)

第9条 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ(居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。)をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。

- 2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。
- 3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。

第2節 議会

(議会の設置)

第10条 市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。

(議会の権限及び責務)

第11条 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。

- 2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。

(議員の責務)

第12条 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの確かな判断を行うことにより議会が前条第1項の権限を適切に行使できるよう努めます。

- 2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。

第3節 市長等

第1款 市長等

(市長の設置)

第13条 市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。

(市長等の権限、責務等)

第14条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。

2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。

3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。

第2款 行政運営等

(行政運営の基本等)

第15条 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行います。

2 行政運営は、次に掲げることが基本として行います。

(1) 市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。

(2) 市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。

(3) 市民からの提案等に的確に応答すること。

(4) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。

(5) 施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。

(6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。

3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。

4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人(市長が所管するものに限り、)又は当該出資法人(市長が所管するものを除きます。)を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。

(財政運営等)

第16条 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。

2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めます。

3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めます。

(評価)

第17条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第15条第1項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。

2 評価の指標等は市民の視点に立脚したものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとします。

3 市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。

(苦情、不服等に対する措置)

第18条 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を図る機関を置きます。

2 前項に定めるもののほか、市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じます。

第3款 区

(区及び区役所の設置)

第19条 市に、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置きます。

(区長の設置及び役割)

第20条 それぞれの区役所にその長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理します。

2 区長は、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、次に掲げる役割を担います。

(1) 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。

(2) 区における便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するよう努めること。

(3) 区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。

(必要な組織の整備等)

第21条 市長は、区長が前条第2項の役割を的確に果たすことができるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。

(区民会議)

第22条 それぞれの区に、区民(その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。)によって構成される会議(以下「区民会議」といいます。)を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。

2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営

(情報提供)

第23条 市は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に提供します。

2 情報の提供は、分かりやすく、かつ、適時に行います。

(情報公開)

第24条 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。

2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(個人情報保護)

第25条 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。

2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができます。

3 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(会議公開)

第26条 市長等に置かれる審議会、審査会等(以下「審議会等」といいます。)の会議は、正当な理由がない限り、公開します。

(情報共有の手法等の整備)

第27条 市は、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、第23条から前条までに定めるもののほか、市民との情報の共有に係る手法等の整備を図ります。

第2節 参加及び協働による自治運営

(多様な参加の機会の整備等)

第28条 市は、事案の内容、性質等に応じて次条から第31条までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ります。

(審議会等の市民委員の公募)

第29条 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。

(パブリックコメント手続)

第30条 市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を募る手続(以下「パブリックコメント手続」といいます。)を行います。

2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

(住民投票制度)

第31条 市は、住民(本市の区域内に住所を有する人(法人を除きます。))をいいます。以下同じ。)、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

(協働推進の施策整備等)

第32条 市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

第33条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

第4章 国や他の自治体との関係

第34条 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たります。

2 市は、他の自治体と共通する課題に対しては、積極的な連携を図り、その解決に努めます。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行します。

川崎市区民会議条例

平成 18 年 3 月 23 日
条例第 11 号
(平成 18 年 4 月 1 日施行)

(目的及び設置)

第 1 条 区民(川崎市自治基本条例(平成 16 年川崎市条例第 60 号)第 22 条第 1 項に規定する区民をいう。以下同じ。)の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資するため、各区に区民により構成される区民会議を設置する。

(名称)

第 2 条 区民会議の名称は、その置かれた区の名称を冠するものとする。

(所掌事務)

第 3 条 区民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な事項について調査審議を行うこと。

(組織等)

第 4 条 区民会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 区の区域内において規則で定める分野における活動を行う団体から推薦された者
- (2) 区民会議の委員に応募した者
- (3) その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 区民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、区民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 区民会議は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 区民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第 7 条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第 8 条 区民会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(区民会議参与)

第 9 条 川崎市の議会の議員及び神奈川県議会の議員は、その議員の選挙区とされる区の区民会議の会議に出席することができる。

2 前項の規定により会議に出席した議員は、区民会議参与として必要な助言をすることができる。

(区長等の役割)

第 10 条 区長は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、区民との協働の推進、関係機関との連携その他必要な取組により、区における暮らしやすい地域社会の形成に努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、前項に規定する区長の役割が的確に果たされるための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該結果を市政に反映するよう努めるものとする。

(庶務)

第 11 条 区民会議の庶務は、各区役所において処理する。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は規則で定め、区民会議の運営に関し必要な事項は委員長が区民会議に諮って定める。

川崎市区民会議条例施行規則

平成 18 年 3 月 31 日
規則第 28 号
(平成 18 年 4 月 1 日施行)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎市区民会議条例(平成 18 年川崎市条例第 11 号。以下「条例」という。)第 4 条第 2 項第 1 号及び第 12 条の規定に基づき、区民会議の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(課題の選定)

第 2 条 区民会議は、区民会議の委員が自らの活動等を通じて把握した課題及び区役所が業務を通じて把握した課題のうちから調査審議すべき課題を適切に選定するものとする。

(分野)

第 3 条 条例第 4 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める分野は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防災又は地域交通環境の向上など安全で快適な暮らしを支える分野
- (2) 福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野
- (3) 子育て、教育など人を育て心をはぐくむ分野
- (4) 緑の保全、ごみの抑制など自然環境又は生活環境を向上させる分野
- (5) 産業の振興、都市拠点の形成などまちの活力を高める分野
- (6) 文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野
- (7) 地域住民組織活動、まちづくり活動など市民自治を推進する分野
- (8) 前各号に定めるもののほか、各区の地域特性に応じた課題に関する分野

(専門部会)

第 4 条 区民会議は必要に応じ委員で構成される専門部会を設置し、専門部会は専門的事項に関する調査検討を行うものとする。

- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が区民会議に諮って指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。
- 4 専門部会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査検討の経過及び結果を区民会議に報告するものとする。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は、区長が定める。